

5 文科高第 6 4 8 号
令和 5 年 8 月 2 1 日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
独 立 行 政 法 人 大 学 入 試 セ ン タ ー 理 事 長
独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構 理 事 長 殿
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が
大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認め
られるものを指定する件の一部を改正する件の施行について（通知）

この度、別添のとおり「高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件の一部を改正する件」（令和 5 年文部科学省告示第 99 号）が令和 5 年 8 月 21 日に公布され、同日から施行されました。

改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願い計らいいただくとともに、その設置する大学に対して周知いただくようお願いいたします。

今回の改正については、大学入学資格の一部を準用する専修学校の専門課程の入学資格についても準用されるものであることから、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対して、専修学校を置く国立大学法人の長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、下記について周知いただくようお願いいたします。

なお、今回の改正も含めた大学及び大学院の入学資格に係る情報については、文部科学省のホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/) 上でも公表しておりますので、適宜御活用ください。

記

第1 改正の概要

今回の改正は、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和56年文部省告示第153号）第3号の規定に基づき、カザフスタン共和国のオブシェエ・スレドニェエ・オブラゾヴァーニエの課程を新たに指定し、当該課程を修了した者に対し、我が国の大学入学資格を付与するものであること。

第2 留意事項等

- 1 今回指定する外国の学校の課程については、文部科学省による調査の結果、当該課程が指定の基準^注を満たすことになった日として確認された日（平成19年7月27日）を適用開始日としたこと。このため、適用開始日以降に当該課程を修了した者について、我が国の大学入学資格が付与されるものであること。

また、個別の入学希望者が今回の改正により付与される大学入学資格を満たすものであるかについては、各大学等において適切に確認されたいこと。

注 高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成28年文部科学省告示第75号）

- 2 「オブシェエ・スレドニェエ・オブラゾヴァーニエ」とは、カザフスタン共和国における一般中等教育を意味し、本改正においては、同国において一般中等教育を行う学校の課程を指定する趣旨であること。
- 3 令和6年度の大学入学者選抜の実施に当たっては、「令和6年度大学入学者選抜実施要項について」（令和5年6月2日付け5文科高第369号文部科学省高等教育局長通知）「第9 出願資格」において「大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条並びに同法施行規則第150条及び第154条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする」とされていることを踏まえ、本改正により新たに大学入学資格を得る者から出願があった場合にも、適切に対応すること。
- 4 各大学等においては、留学生等に対する適切な修学支援の実施に努めるとともに、その受入れ等に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和5年4月4日付け5高参国第6号文部科学省高等教育局参事官（国際担当）通知）に基づき適切に対応すること。

- 5 今回指定する外国の学校の課程以外に、新たに外国から申請を受け、又は文部科学省による調査の結果、指定の基準を満たすことが確認できた場合には、当該外国の学校の課程を追加して指定することがあり得ること。

<本件担当>

文部科学省高等教育局大学教育・入試課法規係
電話 03-5253-4111 (内線 2911)

○文部科学省告示第九十九号

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第三号の規定に基づき、高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件（平成二十八年文部科学省告示第百七十七号）の一部を次のように改正する。

令和五年八月二十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	改正後		改正前	
	[略]	外国の学校の課程の名称 ウズベキスタン共和国のシコーラ・スレー ドゥネヴァ・オブラゾヴァーニヤの課程 カザフスタン共和国のオブシエエ・スレド ニエエ・オブラゾヴァーニエの課程	[略]	外国の学校の課程の名称 ウズベキスタン共和国のシコーラ・スレー ドゥネヴァ・オブラゾヴァーニヤの課程
	[略]	適用開始日 平成二十九年三月十五日	[略]	適用開始日 平成二十九年三月十五日
	[略]	平成十九年七月二十七日	[同上]	適用開始日 平成二十九年三月十五日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。